

【 一 次 審 査 基 準 表 】

- 1 一次審査（書面審査）の評価基準参加資格書類選考時に下記の評価基準による合計得点（満点 100 点）により上位 3 社に提案書作成の通知を行う。ただし、上位 3 社までの業者と評価点が同一の業者がある場合、その業者に対しても提案書作成の通知を行う。

| 評 価 項 目 | | 適用／配点 | |
|---|--|---------------------------|------|
| 参 加 資 格 要 件 | 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許の有無 | 適 ・ 不適 | |
| | 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しない | 適 ・ 不適 | |
| | 業務の履行が継続できなくなった場合に備え、当該業務の履行可能な事業者がある | 適 ・ 不適 | |
| | 急に業務履行が不可能となった場合の代行方法を確保できる。 | 適 ・ 不適 | |
| | 社会福祉施設に係る給食業務の受託実績が、過去 10 年間に 1 施設以上ある | 適 ・ 不適 | |
| | 暴力団関係者でない | 適 ・ 不適 | |
| | 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者 | 適 ・ 不適 | |
| 評 価 項 目 ・ 評 価 配 分 | ア 過去 10 年の間に社会福祉施設に係る給食業務の受託実績が複数年ある（各契約に係る合算年数） | 10 年以上 | 30 点 |
| | | 5 年以上 10 年未満 | 20 点 |
| | | 1 年以上 5 年未満 | 10 点 |
| | イ 1 施設（1 契約）で 1 日 100 食以上の給食を提供する社会福祉施設等との受託実績が複数ある | 社会福祉施設及び総合病院等との契約が 3 施設以上 | 40 点 |
| | | 社会福祉施設及び総合病院等との契約が 2 施設以上 | 30 点 |
| | | 社会福祉施設及び総合病院等との契約が 1 施設以上 | 20 点 |
| | ウ 給食調理業務において食品衛生に関する取組や栄養バランス等を考えられた取組がなされている | 取り組みを大きく評価する | 30 点 |
| | | 取り組みについて評価する | 20 点 |
| | | 取り組みについて評価できない | 0 点 |
| 総合評価（配点の合計） | | 点 | |

